

# 鹿児島純心大学における研究活動に係る 不正行為防止等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の趣旨に則り鹿児島純心大学(以下「本学」という。)における職員、学生、その他研究に従事する者(以下「研究者」という。)の研究活動上の不正行為(以下「研究不正」という)を防止し、学術研究の健全な環境の確保と学術研究の信頼性と公正性を高めるため、本学における研究活動の際の行動規準及び不正行為への対応に関する必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造(存在しないデータ、研究結果等を作成すること。)、改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。)及び盗用(他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。)である(以下「特定不正行為」という。)

- 2 この規程において「通報者」とは不正行為に関する相談、通報を行う者をいう。
- 3 この規程において「被通報者」とは通報者による相談、通報の対象者をいう。
- 4 この規程において「悪意」とは被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- 5 この規程において「競争的資金等」とは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- 6 この規程において「研究機関」とは第5項の競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)をいう。
- 7 この規程において「配分機関」とは第6項の研究機関に対して、第5項の競争的資金等の配分をする機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人)をいう。
- 8 この規程において「配分機関等」とは第6項の研究機関に対して、競争的資金等、基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人)をいう。

## (責任体制)

- 第3条 学長は本学の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として、研究不正の防止等に努めなければならない。
- 2 学長を補佐し、研究倫理の向上及び研究不正の防止等に関する業務を統括するため、研究倫理管理者を置き、副学長をもって充てる。
  - 3 研究倫理教育を充実するために、研究倫理教育責任者を置き、学部長及び大学院研究科長をもって充てる。

## (通報窓口の設置)

第4条 研究不正に関する通報の受付窓口(以下「受付窓口」という。)として総務企画課に「研

究不正行為通報窓口」を置く。

(通報の取扱い)

第5条 通報は、受付窓口で書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、行うものとする。なお、原則として、通報は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受理する。ただし、匿名による通報があった場合は、その内容に応じ顕名の通報に準じて取り扱うことができる。

- 2 書面による通報など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、通報者（匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報者として取り扱う。以下同じ。）に、通報を受け付けたことを通知する。
- 3 通報の意思を明示しない相談については、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認する。

(通報者・被通報者の取扱い)

第6条 通報を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じる。

- 2 受付窓口で寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 調査事案が漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 4 悪意に基づく通報を防止するため、通報は原則として顕名によるものとし、通報には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であり、通報者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどをあらかじめ周知する。
- 5 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者や被通報者に対し、研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを行わない。

(通報の受付によらないものの取扱い)

第7条 通報の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができるものとする。

- 2 インターネット上や各種機関、報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じた取扱いをとる。

(研究不正行為調査委員会)

第8条 学長は不正行為の通報を受けた場合、通報された事案を調査するために速やかに副学長を委員長とする研究不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(予備調査)

第9条 委員会は通報がなされた事案について、速やかに通報された特定不正行為が行われた可能性、通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査の結果、委員長は通報がなされた事案が本格的な調査をすべきものと認めた場合、学長の判断を受け本調査を行う。なお、通報を受け付けた後、原則として30日以内に本調査を行うか否か決定する。
- 3 学長は本調査を行わないことを決定した場合、その理由を付記し通報者に通知するものとする。なお、予備調査に係る資料等は、その事案に係る配分機関等及び通報者の求めに応じ開示することができる。

(本調査)

- 第10条 学長は本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求め、委員会は原則として30日以内に調査を開始する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 委員会は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

(調査体制)

- 第11条 委員会は、本調査に当たり、本学やその事案に係る研究機関等に属さない外部有識者を含む調査委員会（以下「調査委員会」）を設置する。この調査委員会の構成員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、調査委員の半数以上を外部有識者で構成する。
- 2 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、異議があった場合、原則として14日以内に学長に異議申立し、学長はその内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査方法・権限)

- 第12条 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や研究データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査にあたっては、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の研究機関等において調査がなされる場合、調査委員会は当該研究機関等に協力を要請する。
- 3 調査の対象となる研究活動には、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。
- 4 通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。また、通報された事案に係る研究活動が本学外で行われている場合は当該研究機関等に通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう要請する。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。
- 5 通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 6 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

- 第13条 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

- 第14条 調査委員会は、第13条で被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出され、被通報者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被通報者が所属する、又は通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

（認定）

第15条 調査委員会は本調査の開始後原則として150日以内に特定不正行為が行われたか否かを判定し、特定不正行為が行われたものと認定した場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定しなければならない。

- 2 調査委員会は特定不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したとき、併せてその旨の認定を行う。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の報告及び通知）

第16条 調査委員会は前条の規定による認定が終了したときは、速やかに調査結果を委員会に報告し、委員長は委員会の意見を付して学長に報告しなければならない。

- 2 学長は調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 学長は悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第17条 特定不正行為と認定された被通報者は、通知を受け取ってから14日以内に学長に対して不服申立てをすることができる。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長の判断により委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下「不服申立て」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 調査委員会が再調査を開始する場合は、特定不正行為と認定された被通報者から不服申立があった日より原則として50日以内に、その結果を直ちに委員会及び学長に報告し、学長は当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。また、その事案に係る配分機関等及び文部科学省にも報告する。
- 6 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立があったときは、不服申立があった日より原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、委員会及び学長に報告しなければならない。また学長は、当該結果を通報者、被通報者等に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第18条 学長は調査委員会において、特定不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 学長は調査委員会において特定不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(通報者及び被通報者に対する措置)

第19条 特定不正行為が行われたとの認定がされた場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)は学校法人鹿児島純心女子学園就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

2 通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学の場合、就業規則に基づき適切な処置を行う。

(研究に係る経費の使用停止・中止・返還等)

第20条 特定不正行為が行われたとの認定があった被認定者は、ただちに研究に係る経費の使用を停止し、配分機関等から競争的資金等の返還請求があった場合はこれに応じる。

(守秘義務)

第21条 本規程に基づき、特定不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。